

第4期 羽曳野市障害者計画 第6期 羽曳野市障害福祉計画 第2期 羽曳野市障害児福祉計画

概要版

令和3(2021)年3月
羽曳野市

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とは？

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じた施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的としています。

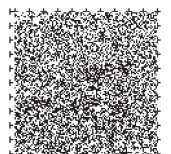
また、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和5年度(2023年度)末の数値目標(成果目標)を設定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めます。

2 計画の位置づけ

「第4期羽曳野市障害者計画」は、障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもので、「第6期羽曳野市障害福祉計画」と「第2期羽曳野市障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。本計画は、これら3つの計画を一体的に策定しました。

計画期間は、「第4期羽曳野市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間、「第6期羽曳野市障害福祉計画」と「第2期羽曳野市障害児福祉計画」は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

	第4期 羽曳野市障害者計画	第6期 羽曳野市障害福祉計画	第2期 羽曳野市障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30～令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
計画期間	令和3～8年度 (6年間)	令和3～5年度 (3年間)	令和3～5年度 (3年間)



第4期羽曳野市障害者計画ですすめること

1 基本理念

行政、障害者団体をはじめ関係機関、企業、地域住民など、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

その人らしく自立して暮らせる共生のまち

◆共生社会◆ (共に生きる社会)

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会

◆ノーマライゼーション◆

障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方

◆リハビリテーション◆

障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援するという考え方

2 基本原則

施策全体に通底する3つの基本原則を定めます。

障害者の権利と自己決定の尊重

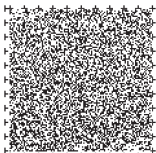
就労・雇用・教育・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障害のある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取り組みを進めます。

社会的障壁の除去・軽減

社会的障壁をなくすために多大な負担を要しない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障害のある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障害のある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

地域社会における共生

障害のある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また障害の有無に関わらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくること、共に生きる地域社会の実現につながります。



3 基本目標と施策体系

基本目標 1 自立した生活を支える支援体制の整備

身近な地域でその人の権利が守られ、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

そのために、一人ひとりの想いに沿いながら、情報提供や相談支援を行うとともに、保健・医療・福祉それぞれのサービスを充実させます。

また、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、制度や分野ごとの「縦割り」を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」支援ができる体制を構築していくとともに、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

《施策体系》

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 相談支援・情報提供の充実
- (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

基本目標 2 一人ひとりの想いを実現するための支援の充実

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、自立し、自分が望むことができる社会の実現をめざし、一人ひとりの障害に応じた支援を推進します。

そのために、障害の早期発見・早期療育を進めていくとともに、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ります。また、一人ひとりのライフスタイルに合わせて希望する就労や社会的な活動が実現できるよう、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援に努めます。

《施策体系》

- (1) 療育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 雇用の促進
- (4) 就労支援の充実

基本目標 3 いきいきと共に暮らせる地域づくりの推進

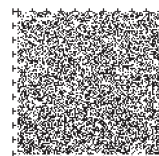
市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合って暮らせる地域の実現をめざします。

そのために、多様な障害や障害のある人の暮らしを理解し、支え合い・助け合いを進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加にとどまらず、障害のある人の社会参加を進め、交流する機会を増やします。

また、障害のある人が安心して外出したり、移動したりできるよう、生活環境の充実を図ります。

《施策体系》

- (1) 人権の尊重と差別の禁止
- (2) 行政サービスにおける合理的配慮
- (3) 地域福祉活動・交流活動の推進
- (4) スポーツ・文化活動の推進
- (5) 安全・安心のまちづくり



第6期羽曳野市障害福祉計画・第2期羽曳野市障害児福祉計画ですすめること

1 成果目標

◆ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	令和5年度(目標値)	考え方
地域生活への移行者数	5人	令和元年度末時点の施設入所者(69人)の6%
施設入所者数の削減人数	1人	令和元年度末時点の施設入所者(69人)の1.6%

◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続・追加】

地域自立支援推進会議の地域移行・定着支援部会に設置した保健・医療・福祉関係者による協議の場では関係者間で地域の課題を共有し、定期的に進捗状況、目標達成状況を確認します。また、関係者が顔の見える関係を構築し、連携により既存の資源・仕組みの有効活用を図ります。

◆ 地域生活支援拠点等における機能の充実【継続・追加】

既に本市では地域生活支援拠点等の面的な整備を行っているため、親元からの自立、就職等、自立支援に資するため、令和5年度(2023年度)には機能強化を図ることを目標とします。また、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

◆ 福祉施設から一般就労への移行等【継続・追加】

項目	令和5年度(目標値)	考え方
一般就労への移行者数	37人	令和元年度の1.27倍
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	11,001円	

◆ 相談支援体制の充実・強化等【新規】 **重点事項**

令和5年度(2023年度)までに基幹相談支援センターを設置することをめざします。地域における障害者相談支援施設や団体に対して専門的な指導・助言や情報収集・提供を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。また、事業者に対し、事業への参入や拡充の勧奨に引き続き努めます。地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援と相談機関との連携強化の取組をそれぞれ年間1回実施することをめざします。

◆ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

国及び大阪府の方針に基づき、大阪府が実施する研修への参加及び障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有をめざします。

◆ 障害児支援の提供体制の整備等【継続・新規】

● 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制

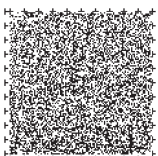
南河内北圏域(羽曳野市・藤井寺市・松原市)に整備されている児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。

● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス

大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づき、目標数値を設定します。

● 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新規】

本市においては、すでに協議の場を設置済みであり、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。



2 障害福祉サービス等の推進

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「障害福祉サービス」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害児通所支援等については、児童福祉法に基づき実施していきます。

障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

(2) 短期入所・日中活動系サービス

- ① 短期入所（ショートステイ）
- ② 生活介護
- ③ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援（A型）
- ⑥ 就労継続支援（B型）
- ⑦ 療養介護
- ⑧ 就労定着支援

(3) 居住系サービス

- ① 共同生活援助（グループホーム）
- ② 施設入所支援
- ③ 自立生活援助

(4) 相談支援

- ① 計画相談支援
- ② 地域移行支援
- ③ 地域定着支援

障害者・障害児

地域生活支援事業

(1) 必須事業

- ① 相談支援事業
- ② 理解促進研修・啓発事業
- ③ 自発的活動支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
- ⑧ 移動支援事業
- ⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

(2) 任意事業

- ① 訪問入浴サービス事業
- ② 日中一時支援事業
- ③ 生活支援事業
- ④ 更生訓練費給付事業
- ⑤ 社会参加促進事業（令和3年度末廃止）

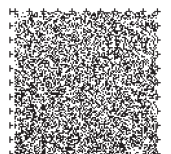
児童福祉法に規定するサービス

(1) 障害児通所支援

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

(2) 障害児相談支援

- ① 障害児相談支援



3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数 [人/月]	237	241	245
	量の見込み [時間/月]	4,800	4,884	4,968
②重度訪問介護	利用者数 [人/月]	6	6	6
	量の見込み [時間/月]	868	868	868
③同行援護	利用者数 [人/月]	27	27	27
	量の見込み [時間/月]	726	726	726
④行動援護	利用者数 [人/月]	21	21	21
	量の見込み [時間/月]	1,002	1,002	1,002
⑤重度障害者包括支援	利用者数 [人/月]	-	-	-
	量の見込み [時間/月]	-	-	-

(2) 短期入所・日中活動系サービス

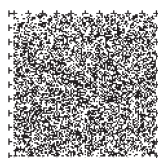
	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①短期入所(ショートステイ)	利用者数 [人/月]	92	97	102
	延べ利用日数 [人日分/月]	667	703	739
②生活介護	利用者数 [人/月]	324	331	338
	延べ利用日数 [人日分/月]	6,203	6,319	6,436
③自立訓練(機能訓練・生活訓練)	利用者数 [人/月]	14	17	21
	延べ利用日数 [人日分/月]	250	305	378
④就労移行支援	利用者数 [人/月]	46	49	52
	延べ利用日数 [人日分/月]	761	810	859
⑤就労継続支援(A型)	利用者数 [人/月]	56	56	56
	延べ利用日数 [人日分/月]	1,006	1,006	1,006
⑥就労継続支援(B型)	利用者数 [人/月]	179	185	192
	延べ利用日数 [人日分/月]	3,005	3,099	3,213
⑦療養介護	利用者数 [人/月]	18	18	18
⑧就労定着支援	利用者数 [人/月]	11	14	17

(3) 居住系サービス

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①共同生活援助(グループホーム)	利用者数 [人/月]	170	179	188
②施設入所支援	利用者数 [人/月]	67	67	66
③自立生活援助	利用者数 [人/月]	1	2	3

(4) 相談支援

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	利用者数 [人/月]	162	176	190
②地域移行支援	利用者数 [人/月]	1	1	2
③地域定着支援	利用者数 [人/月]	5	6	7



4 障害児支援の見込量（抜粋）

(1) 障害児通所支援

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	利用者数 [人/月]	132	158	189
	延べ利用日数 [人日分/月]	1,374	1,508	1,655
②医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	-	-	-
③放課後等デイサービス	利用者数 [人/月]	283	312	344
	延べ利用日数 [人日分/月]	4,133	4,518	4,939
④保育所等訪問支援	利用者数 [人/月]	6	6	7
⑤居宅訪問型児童発達支援	利用者数 [人/月]	-	-	-
	利用回数 [回/月]	-	-	-

(2) 障害児相談支援

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害児相談支援	利用者数 [人/月]	61	66	71

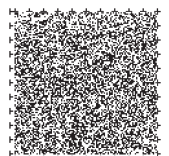
5 地域生活支援事業の見込量（抜粋）

(1) 必須事業

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①相談支援事業	障害者相談支援事業 [カ所]	4	4	4	
④成年後見制度利用支援事業	利用者数 [人]	2	3	3	
⑥意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者派遣事業	実利用件数 [件/年]	670	670	670
		実利用時間 [時間/年]	800	800	800
	要約筆記者派遣事業	実利用件数 [件/年]	70	70	70
		実利用時間 [時間/年]	160	160	160
⑦日常生活用具給付等事業	手話通訳者設置事業	実設置数 [カ所]	2	2	2
	手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 [人/年]	30	30	30
	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10
	自立生活支援用具	件/年	25	25	25
⑧移動支援事業	在宅療養等支援用具	件/年	20	20	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年	25	25	25
	排せつ管理支援用具	件/年	3,200	3,250	3,300
⑨地域活動支援センター機能強化事業	居室生活動作補助用具	件/年	5	5	5
	利用者数 [人/年]	285	285	285	
⑧移動支援事業	量の見込み [時間/年]	67,543	67,543	67,543	
	設置箇所数 [カ所]	3	未定	未定	
⑨地域活動支援センター機能強化事業	実利用者数 [人/年]	70	未定	未定	

(2) 任意事業

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①訪問入浴サービス事業	人/年	7	7	7
	回/年	503	503	503
②日中一時支援事業	人/年	8	8	8
	回/年	64	64	64
③生活支援事業	人/年	9	9	9
	回/年	618	618	618



計画の推進に向けて

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

- 保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。
- 障害福祉サービスの提供や就労支援等、本市だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進するとともに、国や大阪府レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

2 地域連携の強化

- 障害福祉サービス等の充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、地域自立支援推進会議との連携を強化し、計画を推進します。
- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティア等による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

- 本計画の実施状況は、定期的に「羽曳野市障害者施策推進審議会」に報告し、成果目標・活動指標等について検証を行うとともに、その結果を公表します。
- 地域自立支援推進会議においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。
- これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

第4期 羽曳野市障害者計画
第6期 羽曳野市障害福祉計画
第2期 羽曳野市障害児福祉計画
(概要版)

令和3年3月 発行

羽曳野市 保健福祉部 障害福祉課
〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL : 072-958-1111 (代表) FAX : 072-957-1238

